

尾張旭市監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき  
実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成27年12月28日

尾張旭市監査委員 牧野一吉

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

総合推進室、企画部（企画課、情報課、秘書課、人事課）

### 3 監査の期間

平成 27 年 10 月 26 日から平成 27 年 11 月 27 日まで

### 4 監査の方法

平成 27 年度（平成 27 年 9 月 30 日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

- (1) 委託契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。（企画課、情報課、人事課）
- (2) 「平子町北地内市有地警備保障業務」等の施行伺いにおいて、起案者による案文の訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。（企画課）
- (3) 「サーバ室内コンセント振替工事」等の施行伺いにおいて、起案者による案文の訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。（情報課）
- (4) 「胸部 X 線検査（結核検診）業務」の施行伺いにおいて、起案者による訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。（人事課）